

お 客 さ ま へ

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

円貨償還特約付外貨定期預金（外貨型プレミアムプラン）は、この規定書の各条文によりお取扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象外となります。

円貨償還特約付外貨定期預金（外貨型プレミアムプラン）規定

1. 預入金額、預入期間

この預金のお預かり金額、預入期間は、お申し込み毎に決定し定期預金証書（以下「証書」といいます。）表面に記載されます。

2. 取扱店の範囲等

この預金は、当行国内店本支店のどこの店舗でも取扱いますが、個々の取引については、定期預金証書表面記載の満期日（以下「満期日」といいます。）に元利金が外貨で払戻しとなる場合の入金口座として、あらかじめ指定された外貨預金口座（以下「外貨指定口座」といいます。）の取扱店（以下「当店」といいます。）でのみ取扱います。

3. 預金の支払時期

この預金は、満期日に解約し、元利金を外貨指定口座または満期日に元利金が円貨で払戻しとなる場合の入金口座としてあらかじめ指定された円貨預金口座（以下「円貨指定口座」といいます。）に入金します。

4. 満期日の払戻し

この預金の元利金は満期日に次のいずれかによって払戻します。

- ① 満期日の2営業日前（以下「判定日」といいます。）の東京時間午後3時の為替相場が、預入時に定めた為替特約発生レート（以下「ストライクレート」といいます。）より円高になったと当行が判断した場合は、元利金を外貨のまま外貨指定口座に入金します（この場合の営業日とは、東京市場における外国為替市場の営業日をいいます）。
- ② 判定日の東京時間午後3時の為替相場が、ストライクレートと同値あるいはそれ以上の円安となったと当行が判断した場合は、元利金をストライクレートにて円貨に交換して、円貨指定口座に入金します。

5. ストライクレート到達を判定する際の為替相場

判定日の東京時間午後3時の為替相場がストライクレートに到達したかどうかの判定は、当行が市場実勢等を勘案し、合理的な判断に基づいて決定します。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書表面記載の利率によって計算します。

- (2) この預金の付利単位は、外貨での支払いの場合は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。なお、通貨単位未満は切り捨てとします。円貨での支払いの場合は、外貨での計算により算出された利息をストライクレートにて交換した金額とします。なお、円未満は切り捨てとします。
- (3) 満期日以後の利息は、元利金が入金された預金口座に適用される利率（円普通預金の場合は円普通預金利率、当座預金の場合は無利息、外貨普通預金の場合は当該通貨の普通預金利率）となります。

7. 取引拒絶

- (1) 次の各号のいずれかに該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第13条に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第8条第1項で定める各種確認や提出された資料が偽りである場合。
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合。
 - ⑥第8条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上に渡って解消されない場合。
 - ⑦第1号から第6号の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
- ①預金者がこの預金の申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

8. 取引等の制限

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 第1項から第4項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前4項の取引等の制限を解除します。

9. 中途解約および違約金

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、以下の考え方により当行が算定する違約金（以下「違約金」といいます。）を申し受けます。

<違約金算出の考え方>

中途解約時点で、この預金と同条件の契約を市場（資本市場、通貨オプション市場）にて締結するか、または締結すると仮定した場合に必要な金額（再構築コスト）を実勢相場に基づいて計算し、違約金とします。

- (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、定期預金証書に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合は、元金および預入日から解約日の前日までの日数について当行所定の満期日前解約利率によって計算した利息を、外貨指定口座に入金します。
- (4) 原則として、中途解約日は中途解約を申し出た日の2銀行営業日後とします。

10. 通知等

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

11. 届出事項の変更、証書の再発行

- (1) 証書または届出の印章を失ったときは、ただちに本人から当行所定の喪失届により当店に届出てください。当行は、この届出を受けたときは、ただちにこの預金の払戻停止の措置を講じます。届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に証書または届出の印章を失った旨本人から当店に電話による通知があった場合にも当行は前項と同様の措置を講じます。なお、この場合にもすみやかに本人自ら当行所定の喪失届により当店に届出てください。
- (3) 印章、商号・名称、代表者、住所その他届出事項に変更があったときは、ただちに当行所定の変更届により当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) 届出のあった商号・名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、到達しなかったときでも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5) 証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、証書の再発行または届出印の変更（改印）は、当行所定の手続（その際書面によりご案内します。）をした後に行います。この場合、本人であることを証明する書類あるいは保証人を求めることがあります。
- (6) 証書を再発行する場合には、当行の店頭に示された所定の手数料をいただきます。

12. 印鑑照合等

証書、諸届その他の書類に使用された印章を届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. 譲渡・質入の禁止

この預金および証書は、譲渡または質入することはできません。

14. 為替予約の締結制限

この預金は第4条第2号に定める場合には満期日に元利金を円貨に交換する特約が付加されています。この特約は条件付の為替予約であり、第4条第2号により満期日に円貨で払戻すことが確定するまでは、この特約の他に通常の為替予約をつけることはできません。

15. 当行からの相殺

- (1) 預金者が当行に対し負担する債務の履行期限が到来している場合、当行は当該債務とこの預金とを、この預金の期限にかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- (2) 前項の場合、この預金の利息は、預入日から相殺を行う日の前日までの日数および約定利率に基づき計算します。
- (3) この預金の満期前に本条に基づき相殺する場合、第9条第1項に定める考え方に基づく違約金を申し受けます。
- (4) 当行が相殺を行う場合、外国為替相場については当行による計算実行時の相場を適用します。

16. 預金保険の取扱

この預金は預金保険の対象外です。

17. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書はただちに当行に提出してください。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

18. 適用法令

この預金取引については上記規定のほか、「外国為替及び外国貿易法」その他の法令が適用されます。

19. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上